

2. 行財政改革

1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。 (略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

2 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・厚生労働省)
(都所管局 財務局・総務局・福祉保健局)

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の更なる継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること。

<現状・課題>

ワクチン接種の進捗等により、新型コロナウイルス感染症の感染状況は改善傾向にあり、飲食店等への営業時間の短縮要請等は解除されたものの、感染の再拡大には引き続き最大限の警戒が必要であり、医療提供体制の確保や感染拡大防止策の徹底に取り組んでいくことが重要である。

加えて、今後は、感染対策と経済の両立に向け、自治体は、地域の実情に応じて、経済の再生・回復に向けた取組を行っていく必要がある。

これまで一年半以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症対策は、地方財政に大きな影響を及ぼしており、都においても税収減に見舞われ、財政調整基金を大きく取り崩すなど、厳しい財政運営を強いられている。

こうした状況の中、今後とも、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の更なる継続・拡充が必要である。また、国は新型コロナウイルスから国民の生命及び健康を守るため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有することから、引き続き自治体が新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施できるよう、責任をもって「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の確保・充実を図ることが重要である。これらの交付金をはじめとして、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援を講じるとともに、資金確保に必要な対策を講じること、地方の持続可能な財政運営を支援することが不可欠である。

特に東京は、全国で累計感染者数が最も多く、現下の状況においては、医療機関に対する空床確保料の補助など、引き続き医療提供体制の確保への支援が必要

である。また、これまで長期の行動制限等の影響を受けた事業者数が多く、事業者の収益力向上のための取組への支援や経済の本格的な回復を後押しするための対策など、引き続き新型コロナウイルス感染症対策として都に求められる財政需要は大きい。

国際社会における都市の重要性が高まる中、東京は世界から人が集まり、日本各地と世界とをつなぐ結節点として、我が国の経済活動の中心も担っており、日本経済全体の復活への道筋を確かなものとするためには、首都東京での感染再拡大を確実に食い止め、東京の経済をしっかりと下支えすることが極めて重要である。そのため、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

(1) 医療提供体制の確保や感染拡大防止策の徹底、感染拡大や長期の行動制限により落ち込んだ地域経済の回復・活性化を促す取組には、今後も息の長い施策を講じる必要があるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の更なる継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。

とりわけ、経済の本格的な回復を後押しするための対策が必要となることから、地域の実情に応じた自治体独自の支援の拡充も含め、国において全面的な財政措置を行うこと。

また、今後、感染が再拡大した際に自治体が地域の感染状況を踏まえて営業時間の短縮要請等を行う場合においては、即時対応特定経費交付金を確実に措置するなど、国として自治体の財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

(2) 財政支援に当たっては、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の感染状況や地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

(3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保し、持続可能な財政運営が行えるよう、各種財政制度における所要の措置も含め、必要な対策を講じること。